

<2通貨決済機能付> ソニーカード会員規約

会員は、本規約（本規約に付帯して別に定める規約、規定および特約を含みます。以下同じ。）に従い、ソニー銀行株式会社（以下「会社」といいます。）が発行するソニーカード（以下「カード」といいます。）を利用することができます。

第1部 一般条項

第1章 会員

第1条（会員）

1. 会員とは、会社に日本円建て普通預金口座（以下「円普通預金口座」といいます。）と会社が指定する外国通貨（以下「指定通貨」といいます。）建て普通預金口座（以下「外貨普通預金口座」といいます。円普通預金口座と外貨普通預金口座を総称して、以下「お支払い口座」といいます。）の両方の口座をお持ちの方であって、本規約に同意のうえ、会社に入会の申込みをされ、会社が審査のうえ入会を認めた方をいいます。なお、会員は、個人を対象とし、法人その他の団体は会員になることはできません。
2. 会員は、会員のご家族の方を特定して家族カード（以下「家族カード」といいます。）の発行を会社に申込みすることができます。会社が家族カードの発行を承認した場合、発行された家族カードは、申込み時に特定された会員のご家族の方で、会員によってその使用が認められた方（以下「家族会員」といいます。）だけが使用できるものとします。会員は、家族会員による家族カードの利用および管理について一切の責任を有するものとします。会員は、本規約において会員が守るべき事項として定められた事項を、家族会員に周知し、守らせる義務を負います。家族会員による家族カードのご利用代金等は、会員の債務となり、会員宛に請求され、会員のお支払い口座からお支払いいただけます。なお、カードご利用代金等とは、カードショッピング（エディによるショッピングを除きます。以下同じ。）ご利用代金および手数料、年会費等本規約にもとづき、会社にお支払いいただくべき一切の金員をいいます。
3. 会員が退会されたときおよび本規約にもとづき会員資格を取消されたときは、家族会員も同様の取扱いとなります。
4. 家族カードに関する一切の手続きは、原則として、会員が行うものとしますが、家族会員がこれを行う場合は、当該家族会員を会員の代理人として会社が対応することに、会員は異議ないものとします。
5. 次条以降において、「カード」とは、特に指定しない限り家族カードを含むものとします。

第2条（お支払い口座の設定）

会員は、入会申し込み時に、会社所定の方法によりお支払い口座をカードご利用代金等の決済口座とする手続きをおとりいただけます。会社は、お支払い口座の設定後入会手続きをするものとします。

第3条（年会費）

会員は、会社に対して、会社が特別の定めをする場合を除き、入会の年から毎年、会社が定める年会費をお支払いいただけます。なお、年会費の金額、お支払日は、会社が定める方法により通知いたします。また、お支払いいただいた年会費は、原則としてお返しいたしません。

第4条（届出事項の変更）

1. 入会時あるいは入会後に会社にお届けいただいた会員の個人情報（氏名、住所、勤務先（連絡先）等）に変更があった場合には、会員は、電話その他会社がお知らせする方法で、遅滞なく会社に通知していただけます。
2. 会員は、会社に対する前項の通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類（物）が延着または不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の住所変更を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。
3. 会員は、住所の変更により、その定めた支払方法による履行が困難となるときは、住所変更の時までに、会社と協議のうえ他の支払方法に変更していただけます。
4. 会社は、会員に対して、会社が必要と認めたときにはいつでも第1項の届出事項について確認を求めることができるものとし、この場合、会員は、すみやかに応じていただけます。

第5条（規約の変更、承認）

会社は、本規約を変更することがあります。この場合、会社は、会員に対して、変更内容または新会員規

約を通知いたします。通知後、会員がカードを利用されたときは、会社は、会員が当該変更内容または新会員規約を承認されたものとみなすものとします。

第2章 カードの管理

第6条（カードの貸与と取扱い）

1. 会社は、会員に対して、会員の氏名、カード番号、カード有効期限等を表示したカードを発行し、これをお貸しいたします。なお、家族カードには、家族会員の氏名が表示されます。会員は、会社からカードを受領したときは、カードに表示された氏名がご自身のもの（家族カードについては家族会員の氏名）であることを確認のうえ、直ちにカードの署名欄にご自身で署名（家族カードについては、家族会員ご本人の署名）していただきます。
2. カードの所有権は、会社に属します。カードは、カードに表示された会員（家族会員）本人だけが使用できるものとします。
3. 会員は、カードの使用、保管、管理を十分かつ細心の注意（善良なる管理者の注意義務。以下同じ。）をはらって行っていただくものとします。会員は、カードを他人（ご家族の方を含みます。以下同じ。）に貸与、譲渡、質入、預け渡したり、担保として提供してはならないものとし、また、理由のいかんを問わず、カードを他人に使用させもしくは使用のために占有を移転させてはならないものとします。なお、カード番号およびカード有効期限については、カード利用時の提示を除き、むやみに他人に教えたり、その使用を許諾してはならないものとします。
4. 会員が前3項のいずれかに違反し、その違反によりカードが不正に利用された場合、会員は、カード不正利用によるカードご利用代金等のすべてについて支払いの責任を負担していただきます。
5. 会社は、カード利用に際して必要となる情報をカードに表示し、カードの磁気ストライプおよびカードに組み込まれたICチップに記録するほか、会社が別に定めて会員に提供するサービスに関する機能をICチップに搭載して、カードを会員にお貸しいたします。会員は、これらの情報を第三者に知られることのないよう十分注意していただくものとします。なお、カードは、高温多湿な環境および強い磁気のはたらく環境に置いたり、また、破損したり、強い衝撃を与えた場合には、使用できなくなる場合がありますので、会員は、このような取扱いをしないように十分注意していただくものとします。

第7条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、会社が定めるものとし、カードに表示された年月の末日までとします。
2. 会員から有効期限の2ヶ月前までに退会などのお申し出がなく、会社が期間更新を承認する場合には、会社は、会員に対して、新たな有効期限を表示した新カードと会員規約を送付いたします。
3. 会員は、新カードを受領したときは、前条第1項と同様の手順で新カードを確認のうえご署名いただき、有効期限の経過したカードについては会社に返却するか、切断して使用不能な状態にして破棄していただきます。会員は、有効期限の経過したカードにエディが蓄積されている場合には、これを使いきった後に、同様の手続きをおとりいただきます。
4. カードの有効期限内に発生したカードご利用代金は、そのお支払いが完了するまでにカードの有効期限が経過しても、本規約にもとづきお支払いいただきます。
5. 会社は、会社の都合により、有効期限内のカードについてもそのサービスの全部または一部を変更または終了する場合があります。この場合、会社は事前にその旨を会員に通知いたします。
6. 会社は、カードが第三者に不正に利用されているまたはそのおそれがあると判断した場合、会員に通知のうえカードを無効とし、新たなカードを発行することができるものとします。この場合、会員は、会社が行う不正利用等に関する調査等に協力するものとします。

第8条（暗証番号）

1. カードの暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）は、会社が指定した入会申込方法による場合を除き、会社が定めて会員に通知いたします。会社が指定する入会申込方法において、会員に暗証番号をご指定いただく場合には、会社が定める指定禁止番号を暗証番号とすることはできません。その場合、会社は会社が決定した任意の番号を会員のカードの暗証番号として登録することができるものとします。
2. カードの暗証番号を変更する場合、会員はカードに蓄積されたエディを使いきった後、会社が定める手続に従い、会社にお申し出いただくものとします。この場合、会員は、会社が別途定める再発行手数料を支払うものとします。なお、暗証番号変更手続に際してエディが蓄積されたままでカードが返却された場合、会社は当該エディを第26条第1項の定めに従い取り扱うものとします。
3. 会員は、暗証番号を他人に知られることのないように、十分かつ細心の注意をはらって管理していただきます。カード利用にあたり、暗証番号が使用されたときは、会員ご本人によって使用されたものとみなします。万一他人によって使用された場合、会員が会社に対して会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったことを証明するとともに、会員が会社の求める調査に協力していただき、調査

の結果、会員によるカードおよび暗証番号の管理に落ち度がなかったにもかかわらず他人による不正利用が発生したと会社が認めた場合を除き、これによって生じた一切の債務は、会員に負担していただくものとします。

4. 家族カードの暗証番号に関する一切の責任は、会員が負うものとし、家族会員による暗証番号の使用は、会員から許諾されるものとします。

第9条（カードの機能）

カードは、カードショッピング（カードによる商品、サービス等の購入等）機能を有しています。なお、一部に電子マネーエディを搭載するカードがあります。

第10条（カードの利用枠）

1. 会社は、会員ごとに、カード総利用枠を定めます。
2. カード総利用枠は、カードショッピングの1回払い利用枠とリボルビング払い利用枠で構成され、それぞれの枠は、会員（家族会員分を含む）の利用代金からお支払い済の金額を除いた残高（以下「未決済残高」といいます。）で管理されます。（なお、それぞれの枠と未決済残高は、会社が定める為替レートにより、管理されます。）
3. リボルビング払い利用枠はカード総利用枠を超えない範囲で、会社が会員ごとに定める金額とします。
4. リボルビング払いは、未決済残高がリボルビング払い利用枠を超えない範囲で利用することができます。ただし、リボルビング払いの未決済残高と1回払いの未決済残高がカード総利用枠を超えない範囲で利用することができます。
5. 1回払いは、1回払いの未決済残高とリボルビング払いの未決済残高がカード総利用枠を超えない範囲で利用することができます。
6. 会員が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合といえども、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
7. 会社は、会員とのお取引状況などを考慮のうえ、会社が必要と認めた場合には、法令に特段の定めがある場合を除き、会員に対する特段の通知を行うことなく、本条に定める利用枠を、増額あるいは減額することができるものとします。なお、増額変更について会員から異議のお申出をいただいた場合には、会社はこれを行わないものとします。
8. 会員は、カード利用枠内であっても、現金を得ることを目的とした商品・サービスの購入などに、カードを利用してはならないものとします。

第11条（複数枚のカード保有時の取扱い）

1. 会員が、会社から2枚以上のカードの貸与を受けているときは、一部のカードを除き原則としてそのすべてのカードを通算して、前条に定めるカードの利用枠が適用されるものとします。
2. 前項の場合、会社は、リボルビング払いを利用できるカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

第12条（カードの再発行）

会社は、会員に対して、原則としてカードの再発行を行わないものとします。ただし、カードの紛失・盗難・毀損・汚損・滅失または暗証番号の誤使用による接触IC機能の停止等の事由で会社が承認した場合には、カード再発行手数料をお支払いいただくことによりカードを再発行いたします。なお、カードの機能不良による場合には、会社が別に定める手続きによるものとします。

第13条（紛失・盗難）

1. カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。）により、他人に不正に利用された場合でも、これによって生じた一切の債務は、会員に負担していただくものとします。
2. 会員は、カードが紛失・盗難等にあった場合、すみやかにその旨を会社に通知していただくとともに、最寄りの警察署に届け出ていただくものとします。なお、会社へは、改めて会社の定める書式で紛失・盗難等の詳細について報告していただく場合があります。

第14条（会員に生じた損害のてん補）

1. 前条第1項の定めにかかわらず、会員が前条第2項の会社への通知ならびに警察署への届出をすみやかに行った場合で、第3項に定める事由に該当していない場合は、会社は、本条にもとづき、他人によるカードの不正利用（エディ搭載カードの場合、エディの不正利用は除きます。以下同じ。）にもとづき会員が負担する債務についての会員の損害をてん補するものとします。
2. 前項により損害がてん補される保障期間は、入会日から1年間とし、毎年自動的に継続されます。
3. つぎの場合は、会社は損害のてん補を行わないものとします。
 - (1) 会員の故意もしくは著しい不注意（重大な過失）あるいは法令違反に起因する場合

- (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の家族・親族・別居の未婚の子・同居人・留守居人・使用人・会社から送付したカードの受領代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) 会員が次項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難等または被害状況の通知・届出が虚偽であった場合
 - (6) カードショッピング取引のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害である場合（第8条第3項に定める免責の場合を除く）
 - (7) カードに会員の署名が行われていない状態（家族カードに家族会員の署名のない場合を含む。）でカードの紛失・盗難等が発生した場合
 - (8) 前条第2項の紛失・盗難等の通知を会社が受領した日から溯って61日以前に生じた損害である場合
 - (9) 戦争・地震・核物質等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害である場合
 - (10) その他本規約に違反する使用に起因する損害である場合
4. 会員は、会社に対して、第1項にもとづく損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に、会社が損害のてん補を行うために必要と認めて会員に要請する書類を、会社に提出していただきます。
 5. 偽造カード（会社以外の者が不正に作成したカード）が使用された場合、その偽造カードの作成あるいは使用に関して会員に故意または過失のない限り、その利用代金についての支払責任は会員にないものとします。
 6. 会員は、カードの不正利用について会社が行う被害状況等の調査に協力していただくものとします。

第15条（カード利用の一時停止、カードの回収）

1. 会社は、会員がつぎのいずれかに該当した場合には、会員にその旨通知することなく、カードショッピング取引等の全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
 - (1) カード総利用枠を超えて利用した場合またはしようとした場合
 - (2) カード総利用枠以内の利用であっても短時間に換金性のある商品購入に連続して利用する等カードの利用状況が不審であると会社が判断した場合
 - (3) 延滞が頻繁に発生する等カードご利用代金の支払状況が良好ではない場合
 - (4) お支払い口座の設定手続きが完了していない場合
 - (5) 信用状況が悪化したと判断する客観的事由が生じた場合
2. 会社は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合またはカードの利用状況に不正利用の疑いその他不審な事項がある場合には、会員にその旨通知することなく、カードショッピング取引等の全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機（以下「ATM等」といいます。）等を通じてカード（エディ搭載カードでエディの未使用残高がある場合にはそのエディとともに）の回収を行うことができるものとします。なお、会員は、加盟店からカードの回収の要請があったときは異議なくこれに応じるものとし、また、ATM等によるカードの回収（未使用のエディの回収を含みます。）に対して、会社に異議を申立てないものとします。
3. 前各項により、会員がカードを利用できないこと（未使用のエディを一定期間利用できないことを含みます。）により会員に生じた損害（逸失利益、機会損失を含みます。）については、会社は責任を負わないものとします。

第16条（入会後の再審査等）

1. 会社は会員のカード利用枠等の管理のため、定期、不定期あるいは法令等の定めにより、会員の再審査を行うものとします。この場合、会員は、会社の求めに応じて、会社所定の調査票、法令等に定める資料、情報等の提出あるいは申告等を行っていただきます。
2. 前項に定める調査票、資料、情報等の提出、申告等に応じていただけない場合や会社の再審査の結果により、会社はカード利用枠を減額あるいはカード利用を停止することができるものとします。

第17条（付帯サービス等）

1. 会員は、会社または会社と提携する企業が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」といいます。）をご利用いただくことができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、別途会社が会員に対してご案内いたします。
2. 会社は、付帯サービスの利用等に関して規約等を定めたときは、これを会員に通知いたします。この場合、会員は、その規約等に従い付帯サービスをご利用いただくものとします。
3. 会員は、付帯サービスを利用いただけない場合のあること、また会社が必要と認めたときには付帯サービスおよびその内容を変更する場合のあることを、あらかじめ承諾します。
4. 会員は、第25条により会社から会員資格の取消しを受けたとき、または第26条による退会手続きをと

られたときは、付帯サービスを利用することはできないものとします。

第3章 カードご利用代金等の支払方法

第18条（お支払い口座および支払日）

1. 会員は、カードご利用代金等を、会員名義の円普通預金口座および外貨普通預金口座からそれぞれ口座振替の方法で、会社にお支払いいただけます。なお、カードご利用代金等の口座振替の方法は、それぞれつぎのとおりとなります。
 - (1) 代金決済通貨が日本円である加盟店（以下「日本加盟店」といいます。）でのカードご利用代金等のお支払い：円普通預金口座からの口座振替
 - (2) 代金決済通貨が指定通貨である加盟店（以下「指定通貨加盟店」といいます。）でのカードご利用代金等のお支払い：外貨普通預金口座からの口座振替
 - (3) 代金決済通貨が日本円および指定通貨以外である加盟店（以下「その他外国加盟店」といいます。）でのカードご利用代金等のお支払い：外貨普通預金口座からの口座振替
2. 会員の会社に対するカードご利用代金等のお支払日は、毎月10日（当日が会社休業日の場合にはその翌営業日）とします。
3. 会社は、会員のカード利用に係る利用代金明細書をお支払日の属する月の前月25日までに、会社が会員毎に設定する会社所定のWebサイトのメンバーズページに掲載するものとし、当該掲載をもって利用代金明細書を会員に交付します（利用代金明細書を保存する場合のファイル形式はPDF形式となります。）。会員は、当該利用代金明細書をお支払日の属する月の前月末日までに確認するものとし、異議がある場合には、当該確認日から10日以内に会社に対してお申出いただくものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、会員が、書面による利用代金明細書の交付を希望された場合には、会社は、会社が会員に通知した日以降、お支払日の前日までに、会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付することにより交付いたします。会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に会社に対してお申出いただくものとします。
5. 第2項のお支払日に指定通貨口座から口座振替できなかったときは、当社所定の決済レートにより日本円に換算のうえ、会員にご請求いたします。

第19条（海外利用代金の決済レート等）

1. 指定外貨以外の外国加盟店でのカードご利用代金等は、その利用代金をVisa Worldwide Pte. Limited.（以下「Visa」といいます。）の決済センターにおいて集中決済された時点でのVisaの指定するレートに、海外取引関係事務処理経費として1.63%を加えたレートで指定外貨に換算して、会員にご請求いたします。
2. 日本国外でカードを利用する場合（日本国内において日本国外の加盟店でカードを利用する場合を含みます。以下同じ。）、現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、会員は会社の要求に応じてこれを提出していただけます。なお、日本国外でのカードの利用は、事前の通知なく制限もしくは停止される場合があり、会員はあらかじめこれを承諾します。この場合、カードの利用ができなかったことにより、会員に生じた損害（逸失利益、機会損失を含みます。）について、会社は責任を負わないものとします。

第20条（ご利用代金の締切日）

1. カードショッピングのご利用代金は、毎月15日を締切日とします。ただし、カードショッピングのご利用代金については、事務上の都合により翌月以降の締切日として取扱われる場合があります。
2. 会社と提携したクレジットカード会社およびVisaと提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店でのカードショッピングご利用代金については、実際のご利用日にかかわらず、会社への債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日の属する月の15日（債権譲渡手続きまたは立替払手続きが完了した日が16日以降の場合は、翌月15日）を締切日とします。

第21条（お支払い口座の残高不足等による再振替等）

お支払い口座の残高不足等により、お支払日に、カードご利用代金等の口座振替ができない場合には、口座振替できなかったカードご利用代金等について、お支払いの日時・場所・方法を別途指定したときは、会員は、その指定に従いお支払いいただけます。

第22条（支払金等の充当順位）

会員からお支払いいただいた金額が、本規約および会員と会社との間のその他の契約にもとづき会社に対してお支払いいただくべき一切の債務を完済させるに足りないときは、会社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、カードショッピングのリボルビング払いについては割賦販売法第30条の5の規定により充当するものとします。

第23条（手数料率、利率の変更）

リボルビング払いの手数料率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに会社は変更できるものとします。この場合、第5条の規定にかかわらず、会社が会員に対して手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いについては変更後のリボルビング払い残高に対し、変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。

第4章 期限の利益喪失・会員資格の取消し・退会等

第24条（期限の利益喪失）

1. 会員は、つぎのいずれかの事由に該当した場合、本規約にもとづく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - (1) カードショッピングのうち、その支払区分がリボルビング払いの場合において、支払日にリボルビング払いの弁済金の支払いを怠り、会社から20日以上相当な期間を定めて、書面で催告を受けたにもかかわらず、その支払期日までに支払わなかったとき
 - (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産、再生の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき
 - (5) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき
 - (6) 第10条第8項に違反したとき
 - (7) つぎのいずれかに該当する場合で、会員が1回でも支払いを遅延したとき
 - 〈1〉 カードによる商品等の購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に定める割賦販売法の規定の適用除外事由に該当する場合
 - 〈2〉 1回払いの場合
 - 〈3〉 指定権利以外の権利の購入をリボルビング払いでお支払いいただいている場合
 - (8) 第29条に違反したとき、または第29条により表明および確約した内容が虚偽であることが判明したとき
 - (9) 本規約にもとづく取引以外の会社との他の契約にもとづく期限の利益を喪失したとき
2. 会員は、つぎのいずれかの事由に該当した場合、会社の請求により、本規約にもとづく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - (1) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - (2) その他会員の信用状態が悪化したとき。
3. 会員は、前2項の債務の全額をお支払いいただく場合には、会社の指定する金融機関の口座に送金することによりお支払いいただきます。この場合、指定通貨によるお支払い予定の債務については、当社所定の決済レートにより日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。

第25条（会員資格の取消し）

1. 会社は、会員がつぎのいずれかに該当した場合または会社が会員として適格ではないと認めた場合は、通知・催告等を行うことなく会員の会員資格を取消すことができるものとします。
 - (1) カードの申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (3) カードご利用代金等の会社に対する債務の履行を怠った場合
 - (4) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不相当もしくは不審と会社が判断した場合
 - (5) カード発行日から2ヶ月以内にお支払い口座の設定手続きを完了しない場合
 - (6) 免許証等本人確認に必要な資料、情報の提供にに応じていただけない場合
 - (7) カード年会費（家族カード年会費を含みます。）を、年会費のお支払い日から1年以内にお支払いいただけない場合
 - (8) お支払い口座が解約または停止となった場合
 - (9) 会員が、会員として、会社から2枚以上のカードの貸与を受けている場合で、他のカードについて前各号の事項のいずれかに該当した場合
 - (10) 会員が、前条第1項および第2項の各号のいずれかに該当した場合
2. 会員は、会員資格を取消されたときは、すみやかにカード（家族カードが発行されている場合は家族カードを含みます。以下本条において同じ。）その他会社から貸与された物品を会社に返還していただきます。
3. 会社は、会員資格の取消しを行なった場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行います。また、会

社は、加盟店その他業務委託先（以下「加盟店等」といいます。）を通じて、会員に対して、カードの返還を求めることができるものとし、会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて会社にカードを返還していただきます。

4. 会員資格が取消された場合において、本規約にもとづく会社に対する債務があるときは、会員は直ちに債務の全額を履行するものとします。ただし、カードショッピングのうち支払区分をリボルビング払いとした債務については、前条により期限の利益を喪失した場合を除き、会員資格取消後においても、本規約の定めるところにより債務を履行するものとします。

第26条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合は、カードに蓄積されたエディを使い果たした後に、カード（家族カードが発行されている場合は家族カードを含みます。）を添え、会社が定める届出用紙により、会社にお申出いただくものとします。会社が、カードおよび退会届出用紙を受領し、手続きを完了した時に退会とさせていただきます。ただし、退会のお申出時において、会社に対するカードご利用代金等の債務があるときは、その債務の完済まで、本規約が適用されるものとします。また会社は、エディが蓄積されたままでカードが返却された場合においては、会員がエディ発行者に対し当該エディについての権利を放棄したものとみなし、当該エディの精算手続き等の取次ぎは行いません。
2. 家族カードを無効とする場合は、無効とする家族カードを添え、原則として、会社が定める届出用紙により、会員から会社にお申出いただくものとします。
3. 会社が本規約にもとづき会員に送付したカードを、会社が定める相当の期間内に、会員が受領しない場合（郵便不着等による再配達のお申し出をいただけない場合を含みます。）には、会社は、会員が退会の申出をされたものとして取扱うものとします。

第27条（公正証書の作成）

会員は、会社が必要と認めた場合、会員の費用負担で、本規約にもとづく債務のすべてまたは一部について、強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じていただきます。この場合、会社は会員に対して事前に公正証書に関する詳細な説明を行うものとします。

第28条（費用の負担）

本規約にもとづく取引および債務履行に関して必要となる印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要した費用は、すべて会員に負担していただきます。なお、これらの費用は、会員資格の取消後または退会后といえども、会員に負担していただくものとします。

第29条（反社会的勢力に関する条項）

1. 会員は、（1）のいずれかに該当し、もしくは（2）のいずれかに該当する行為をし、または（1）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または会社の通知によりこのカード取引が解約されても異議を申し立てないこと、また、これにより会員または会社に損害が生じた場合でも、いっさい会員の責任とすることに同意するものとします。

（1）会社との取引に際し、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

<1> 暴力団

<2> 暴力団員

<3> 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

<4> 暴力団準構成員

<5> 暴力団関係企業

<6> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

<7> その他以上の者に準ずる者（以下、<1>から<7>に該当する者をあわせて「暴力団員等」という。）

<8> 以下のいずれかに該当する者

（イ）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（ロ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること

（ニ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（ホ）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（2）自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約いたしま

す。

<1> 暴力的な要求行為

<2> 法的な責任を超えた不当な要求行為

<3> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

<4> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為

<5> その他以上の行為に準ずる行為

2. 会員は、このカード取引の申込にあたって、前項（1）および（2）を表明・確約するものとします。

第30条（合意管轄裁判所）

本規約にもとづく取引に関し紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、カードの利用地（日本国内）および会社の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とします。

第31条（準拠法）

会員と会社との間の本規約にもとづく取引は、すべて日本法を準拠法とします。

第2部 ショッピング条項

第1章 カードショッピング

第32条（カード加盟店）

会員は、つぎの加盟店において、カードを利用して商品の購入やサービスの提供を受けることができます。なお、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、カード番号その他個人情報の窃取、悪用、売上伝票等の偽造・変造等が行われないよう十分に注意するものとします。

（1）会社の加盟店

（2）会社と提携したクレジットカード会社（以下「提携カード会社」といいます。）の加盟店

（3）Visaと提携した銀行・クレジットカード会社の加盟店

第33条（カードの利用手続き）

1. 加盟店の店頭での利用手続き 会員は、加盟店との間で取引を行うに際し、加盟店に対してカードを提示していただき、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金の記載された売上票に署名していただくことにより、カードでのお支払いとすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合には、カードの利用ができません。なお、ICカード専用端末を設置した加盟店その他会社が認めた加盟店においては、売上票への署名の省略または売上票への署名に代えて、会員ご自身が暗証番号を端末機等へ入力する等会社が別途定める方法により、カードでのお支払い手続きとすることができます。ただし、端末機の故障等の場合もしくは別途会社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。
2. 郵便・ファックス・電話による加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代えて、取引の申込み書面に、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、セキュリティコード会社にお届けいただいた住所等の個人情報その他の事項を記入のうえ、加盟店に送付していただくか、もしくは電話で加盟店に対して前記事項を告知していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。
3. オンラインによる加盟店との取引の際の利用手続き 会員は、コンピューター等を利用した通信（オンライン）によって取引を行うことを会社もしくは提携カード会社があらかじめ承認している加盟店との間で取引を行う場合は、カードの提示に代えて、会員の氏名、カード番号、カード有効期限、セキュリティコード、その他会社にお届けいただいた住所等の個人情報その他の事項をオンラインによって加盟店に送信していただくことにより、その取引によって会員がお支払い義務を負担された代金を、カードでのお支払いとすることができます。ただし、会員の氏名、カード番号・カード有効期限等をオンラインで送信することにより生じる危険（他人による傍受など）および損害（他人に傍受されたカード番号などによるカードの不正利用など）は、原則として会員に負担していただきます。
4. 継続的取引の利用代金の支払手段とする場合の利用手続き 会員は、会社が承認する加盟店との取引にもとづき継続的に発生する利用代金（通信サービス料金等）を、カードでのお支払いとすることができます。この場合、会員は、カード番号・カード有効期限等の変更もしくは会員資格の取消し等によりカードの利用ができなくなったときには、その旨を加盟店にお申出のうえ、加盟店との間で支払手段の

変更手続きを行っていただくものとするほか、会社の指示がある場合にはこれに従っていただくものとします。また、会員は、会社が必要または適当と認めた場合、加盟店に対し、カード番号・カード有効期限等の変更情報およびカード無効情報を会員に代わって通知する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。ただし、会員が会社から複数枚のカードの貸与を受けている場合において、会社が必要または適当と認めたときは、会員は、会社が適当と認めて指定したカードを、利用できなくなったカードに代えてその支払手段にする場合のあることをあらかじめ承諾します。この場合、会社は、会員の個別の承諾を得ることなく、指定したカードのカード番号を加盟店に通知することができるものとし、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第34条（カードの利用承認）

1. 加盟店との取引にカードを利用する場合には、原則として、その利用ごとに、会社の承認が必要となります。会員は、加盟店が会社に対してカードによる信用販売の可否について照会すること、ならびに、カードを利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、会社が加盟店もしくは会員に対して、カードの利用状況等に関する照会を行う場合のあることを、あらかじめ承諾します。
2. 会員は、加盟店における第三者のカード不正利用を防止するため、加盟店にカードの提示やカードの表示・記録された情報の通知がなされた際、会員がカード利用に際して加盟店に届け出たカード番号、氏名等のカード情報の他、自宅住所、電話番号その他会員の情報とあらかじめ会社に届け出た情報を、会社が照合のうえ、その一致、不一致の別を加盟店に回答する場合のあることを、あらかじめご承諾いただきます。

第35条（債権譲渡等の承諾）

1. 会社および提携カード会社と加盟店の間の加盟店契約において、取引により加盟店が会員に有する債権を会社、提携カード会社に譲渡することが定められている（債権譲渡契約）場合、会員は、取引によりカードによる支払として代金について加盟店が会員に有した代金債権について、つぎのことをあらかじめ異議なく承諾します。
 - (1) 加盟店が会社に債権譲渡すること
 - (2) 加盟店が提携カード会社に債権譲渡した後、会社が会員に代わって提携カード会社に立替払いすること
 - (3) 加盟店が提携カード会社に債権譲渡した後、他の提携カード会社が債権譲渡を受けた提携カード会社に立替払いした後、その立替払いした提携カード会社に対して、会社が立替払いすること
2. 会社および提携カード会社と加盟店の間の加盟店契約において、取引により会員が加盟店に支払うこととなった代金については会社、提携カード会社が会員に代わって加盟店に立替払いすることが定められている（立替払契約）場合、会員は、取引によりカードによる支払いとした代金について、つぎのことをあらかじめ異議なくご承諾いただきます。
 - (1) 会社が加盟店に立替払いすること
 - (2) 提携カード会社が加盟店に立替払いした後、会社が提携カード会社に立替払いすること
 - (3) 加盟店に立替払いした提携カード会社に対して、他の提携カード会社が立替払いし、さらに会社が立替払いすること
3. 会員は、会社が、会員のカード利用にもとづく債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入等された商品、サービス、通信回線、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報について、加盟店から開示を受けることに同意します。ただし、通話明細情報については、会社は、会員の事前のご承諾を得た場合に限り、開示を受けるものとします。

第36条（商品の所有権留保）

会員がカードの利用により購入した商品の所有権は、その購入と同時に加盟店から会社に移転し、その商品についてのカードご利用代金のお支払いが完了するまで、会社に留保されるものとします。会員が、会社に対して、そのカードご利用代金のお支払いを完了した時に、その商品の所有権は、会社から会員に移転するものとします。

第2章 カードショッピングご利用代金の支払区分

第37条（利用代金の支払区分）

1. カードショッピングご利用代金の支払区分は、1回払い・リボルビング払いとし、カード利用の際に、会員に指定していただきます。ただし、1回払い以外の支払区分は、あらかじめ会社が認めた会員が、会社が認めた代金決済通貨が日本円である加盟店で指定できるものとします。
2. カード利用の際に、会員が有効な支払区分の指定をしない場合には、その支払区分は、原則として1回払いといたします。

第38条（1回払い）

1回払いの支払区分の支払日および支払金額は、つぎのとおりとします。なお、ご利用代金に手数料はかからないものとします。

- ・締切日の属する月の翌月10日を支払日、ご利用額の全額を支払金額とします。

第39条（リボルビング払い）

1. リボルビング払いは、カード利用のつどリボルビング払いを指定していただくことにより、ご利用いただけます。

2. リボルビング払いの返済方式は、元金定額方式とし、詳細は次のとおりとします。

【元金定額方式】

会員があらかじめ指定する毎月のお支払元金（3千円以上1千円単位でご指定いただけます。）に、手数料を加算した金額を、締切日の属する月の翌月以降毎月お支払日にお支払いいただく方式（ただし、締切日時点での元金残高が毎月のお支払元金に満たないときは、当該元金残高と手数料の合計額。）です。なお、毎月のお支払元金の額により、リボルビング払い利用枠の額を制限させていただく場合があります。

3. 会員は、会社の定める期日までに変更のお申出をされ、会社に変更を承認した場合には、毎月のお支払元金の金額を変更することができます。
4. 毎月の手数料の額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高（付利単位1円）に対して、別表に定める手数料率の範囲内で会社が別途会員に通知する手数料率により年365日（うるう年は366日）で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌月の支払期日に後払いしていただけます。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。
5. 会員は、会社の定めにしたがい、リボルビング払いに係る債務の全部または一部を繰り上げて返済していただくことができます。

第40条（遅延損害金）

会員は、会社に対するカードショッピングによるカードご利用代金について支払債務を約定どおりに履行しなかった場合、つぎの遅延損害金を会社にお支払いいただけます。

- (1) 弁済金等の支払いを遅延した場合、遅延した金額に対して支払期日の翌日より支払済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金
- (2) リボルビング払いにおいて期限の利益喪失の場合は、残金額に対して、期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金

第3章 加盟店との取引上の問題とカードご利用代金の支払い

第41条（加盟店との紛議等）

1. 会員と加盟店との間に生じた取引上の紛議は、会員と加盟店との間において解決していただくものとします。なお、カードの利用により行われた加盟店との取引を、その後、加盟店との合意によって取消される場合には、その代金の精算については会社の定める方法により行っていただけます。
2. 会員は、加盟店におけるカード利用に際し、カード番号その他会員の個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

第42条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員は、日本国内の加盟店から、見本・カタログ等により商品等を購入または提供を受けた場合において、受領または提供を受けた商品等が見本・カタログ等と相違している場合には、その加盟店に商品等の交換または再提供をお申出になるか、または売買契約、役員提供契約を解除することができます。

第43条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、リボルビング払いにより購入した商品等（権利については割賦販売法に規定する指定権利に限ります。）について、つぎの事由があるときは、その事由が解消されるまでの間、会社に対してその事由のある商品等についてのお支払いを停止することができます。
 - (1) 商品等の引渡しまたは提供がないこと
 - (2) 商品等に破損・汚損・故障その他の瑕疵（欠陥）があること
 - (3) その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること
2. 会社は、会員から前項により支払いを停止する旨のお申出をいただいたときは、直ちに必要な手続きをとります。
3. 会員は、前項のお申出をなさるときは、あらかじめ加盟店との間で第1項各号の事由が解消するよう交渉に努めていただくものとします。

4. 会員は、第2項のお申し出をされたときは、すみやかに第1項各号の事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付してください。）を会社に提出するよう努めていただくものとします。また、会員は、会社がそのお申し出事由について調査の必要があると判断した場合には、その調査に協力していただくものとします。
5. 第1項の定めにかかわらず、つぎのいずれかにあたるときは、会員はお支払いを停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、第41条により会員と加盟店との間において解決していただくものとします。
 - (1) 売買契約、役務提供契約が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき
 - (2) 権利を購入する場合であって、当該権利が割賦販売法に規定する指定権利以外であるとき
 - (3) 支払区分が、1回払いのとき
 - (4) リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る商品等の現金販売価格が3万8千円に満たないとき
 - (5) 海外加盟店でのカード利用であるとき
 - (6) 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
6. 会員は、会社がカードショッピングご利用代金の残高から第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング代金のお支払いを継続していただきます。

【別表】

・リボルビング払い

〈手数料率〉

実質年率14.60%

〈お支払い例〉

（毎月のお支払元金を10,000円に指定し、かつ実質年率14.60%の場合）

8月30日に50,000円ご利用の場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

- (1) 支払元金 ...10,000円
- (2) 手数料 ...ありません。
- (3) 弁済金 ...10,000円((1))
- (4) 支払後残高...50,000円軒驥10,000円=40,000円

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

- (1) 手数料（9月16日から10月15日までの分。支払日をまたぐので元本が途中で変わります）
...50,000円×14.60%×25日÷365日+40,000円×14.60%×5日÷365日=580円
- (2) 支払元金 ...10,000円
- (3) 弁済金 ...10,580円（（1）580円+（2）10,000円）
- (4) 支払後残高...30,000円（40,000円軒秩i2）10,000円）

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. カードの利用代金のお支払い、Edyに関するお問い合わせ・ご相談は、下記カードデスクまでご連絡ください。
〔カードデスク〕電話番号0120-935-698（ご利用になれない場合は、03-5645-6977）
3. 支払停止の抗弁に関する書面（第43条第4項）その他本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、下記カスタマーセンターまでご連絡ください。
〔カスタマーセンター〕東京都千代田区神田錦町3丁目26番地
電話番号0120-365-723

以上
(2011.9現在)

第1条（目的）

本約款は、株式会社ソニーファイナンスインターナショナル（以下「ソニーファイナンス」といいます。）が発行する電子マネー『エディ』によりソニーファイナンスが提供するEdyサービスに関して規定するもので、利用者によるEdyサービスの利用には、本約款が適用されます。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、つぎのとおりとします。

●Edyサービス

ソニーファイナンスがビットワレット株式会社（日本国内における電子マネーエディシステムの管理運営会社。以下「ビットワレット」といいます。）との契約にもとづき、本約款に従い、利用者に提供するサービスで、利用者が加盟店から商品等の購入または提供を受ける際、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとしてEdyカードに蓄積されたエディを利用した場合、利用されたエディに相当する金額については、当該エディについて前払いを受けたソニーファイナンスが加盟店に対して支払いを行うことを内容とします。

●Edyカード

利用者が本約款に従ってエディを蓄積し利用するために必要な機能を備えた、ビットワレットの認定する非接触ICカード等。

●エディ

ビットワレットの仕様により、貨幣価値を電子的方法で電子的情報に置き換え、Edyカードを媒体としてのみ蓄積、使用される円を単位とする電子的価値（電子マネー）で、ソニーファイナンスが所定の方式で利用者に発行するもの。

●Edyマーク

Edyカードであることを認識するためにEdyカードに表示され、また加盟店の標識として使用されるEdyサービスのマーク。

●利用者

Edyカードの所有者で、エディを利用する方。

●加盟店

ビットワレットとエディの取扱いに関する加盟店契約を締結し、エディの利用により、利用者に対して商品等の販売又は提供を行う事業者。

●商品等

利用者がエディの利用により購入又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツおよび権利等。

●エディ端末

利用者がエディの利用により商品等の購入又は提供を受ける際に必要となる機器で、加盟店又はその指定する場所に設置されるエディの受入端末機器。

●Edyチャージャー

利用者が本約款第6条によりエディを購入することのできる端末機器。Edyチャージャーの設置場所は、インターネットを介して公開するビットワレットのホームページに掲載されます。

●パーソナルリーダー・ライタ

利用者が、インターネットを介してエディを購入する際、又は、インターネットを通じて購入若しくは提供を受ける商品等の代金を加盟店に対しエディで支払う際に必要となるもので、コンピューター等に接続して使用する機器。

●提携会社

ソニーファイナンスがビットワレットを通じて、Edyチャージャーによるエディの発行を委託する事業者。

●業務委託会社

本約款第19条記載の会社又はその承継会社。

第3条（Edyサービス等の利用）

1. 利用者は、EdyサービスおよびEdyサービスに使用されるEdyカード、パーソナルリーダー・ライタ等のツール（以下「Edyサービス関連ツール」といいます。）の利用について、本約款を遵守するものとします。
2. 利用者は、Edyマークを掲示した加盟店で、Edyカードおよびエディを利用して商品等を購入することができるものとします。

第4条（パーソナルリーダー・ライタの取扱い）

1. 利用者は、インターネットを利用した取引においてエディの利用を希望する場合、別途パーソナルリー

- ダ・ライタを利用者の費用により入手するものとします。
2. 利用者は、パーソナルリーダ・ライタを、利用者が使用するコンピューター等（以下「パーソナルリーダ・ライタ接続コンピューター」といいます。）にソニーファイナンスが指定する方法で接続して使用するものとします。なお、コンピューターの種類によっては、パーソナルリーダ・ライタの接続ができない場合がありますので、事前にご確認ください。
 3. 利用者は、パーソナルリーダ・ライタを、水濡れや高温になる環境に置かないものとするほか、本来の目的・用途以外には使用しないものとします。

第5条（エディの取扱い）

1. 利用者は、違法、不正又は公序良俗に反する目的でEdyサービスを利用することはできず、かつ、営利目的にエディ、Edyサービス関連ツールを使用しないものとします。
2. 利用者がEdyカード1枚に蓄積することのできるエディの金額は、金50,000円相当を限度とします。利用者は、限度額の範囲内であれば何度でも、本約款に従いソニーファイナンスからエディを購入し、Edyカードに蓄積することができるものとします。
3. エディの未使用残高は、エディ端末、パーソナルリーダ・ライタ接続コンピューター又はEdyチャージャーに表示される方法で確認できます。
4. 利用者は、エディおよびEdyサービス関連ツールの破壊、分解又は解析等を行ってはならないものとし、理由の如何にかかわらずエディの複製を試みたり、そのような行為に加担・協力してはならないものとします。

第6条（エディの購入）

1. 利用者は、エディの購入を希望するときは、ソニーファイナンスに対し所定の方法により申込みものとします。なお、利用者がビットワレットまたは提携会社のEdyチャージャーにより購入の申込みをする場合には、ビットワレットおよび提携会社が定める手続きによるものとします。
2. 利用者のエディに係る売買契約は、エディが利用者のEdyカードに蓄積された時に成立するものとします。なお、1回に購入できるエディの額は、第5条第2項の定めにかかわらず金25,000円相当を限度とし、かつ、ソニーファイナンス所定の金額単位でのみ購入できるものとします。
3. 利用者が支払ったエディの購入代金は、利用者からソニーファイナンスに対し直接又はビットワレットあるいは提携会社を通じて支払われるものとします。
4. エディは、ソニーファイナンス又はビットワレットあるいは提携会社所定の時間内に購入することができるものとします。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、エディ偽造等の安全管理その他やむを得ない事由等により、エディの販売が中止されることがあり、この場合は利用者は異議を述べないものとします。

第7条（エディの使用）

1. 利用者は、商品等を購入し又は提供を受ける際に、Edyカードに蓄積されたエディを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができるものとします。
2. 利用者が加盟店の店頭において商品等の代金をエディで支払う場合は、当該加盟店がエディ端末に利用者の購入した商品等の代金額を入力した後、利用者はEdyカードをエディ端末の定められた部分に触れさせることにより同額のエディを移転させ、当該加盟店に対する当該代金を支払うものとします。この場合、商品等の代金額および使用後のエディの残高は、エディ端末に表示されますので、利用者は、当該代金表示金額およびエディ残額表示金額に誤りのないことを確認するものとします。
3. 利用者が加盟店に商品等の代金をインターネットを通じてエディで支払う場合は、利用者はパーソナルリーダ・ライタ接続コンピューターの画面の指示に従い、Edyカードより商品等の代金額と同額のエディを移転させて、加盟店に当該代金を支払うものとします。
4. 前2項の場合、エディ端末又はパーソナルリーダ・ライタ接続コンピューターに支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者のEdyカードから加盟店のエディ端末に対するエディの移転が完了し、これにより当該エディと同額の金銭を引き渡したのと同様の効果を生じるものとします。なお、エディ端末にエディが不足している旨の表示がされた場合は、利用者は当該不足額について現金等で清算するものとします（インターネットでの利用においてエディに不足額が生じた場合には、エディによる購入はできません。）。
5. ソニーファイナンスは、利用者がエディにより加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、何等の責任も負わないものとします。
6. ソニーファイナンスは、エディを使用してお支払いいただくことのできる上限額を加盟店ごとに定めることができるものとします。

第8条（エディ使用後の取扱い）

1. 前条第4項のエディの移転後、利用者と加盟店間のエディ移転の原因となる取引行為が無効、取消、解除等が生じた場合であっても、利用者はソニーファイナンスおよび当該加盟店に対して当該エディの移転の取消、返還を求めすることはできないものとします。この場合、利用者と当該加盟店との間の清算は、現金等により行われるものとします。
2. 利用者はソニーファイナンスおよび当該加盟店に対して、理由又は名目のいかなを問わず、前項により当該エディが返還されないことに関してはいかなる請求も為し得ないものとします。

第9条（Edyサービス等の利用中止等）

1. ソニーファイナンスがつぎのいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなくEdyサービスおよびEdyサービス関連ツールの利用を全面的に、あるいは部分的に中止又は停止することができるものとします。
 - (1) Edyカード又はこれに蓄積されたエディ（利用者の保有か否かを問わない）が偽造又は変造されたもの、不正使用されたもの、あるいは、その疑いのある場合。
 - (2) Edyサービス関連ツールの破損又は電磁的影響その他の事由によるエディの破壊および消失、あるいは、エディに関するコンピューターシステムの故障、停電、通信回線の不全・混雑、その他の事由によるエディ端末の使用不能の場合。
 - (3) エディに関するコンピューターシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりコンピューターシステムの全部又は一部を休止する場合。
 - (4) 利用者のエディ使用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのある場合。
 - (5) 利用者のEdyサービス関連ツールの利用が本約款に違反し、又は、違反するおそれのある場合。
 - (6) その他やむを得ない事由が生じた場合。
2. 前項のEdyサービスおよびEdyサービス関連ツールの全部又は一部の利用中止等により、利用者に不利益ないし損害が生じた場合でも、ソニーファイナンスは一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、Edyカード又はこれに蓄積されたエディが、偽造、変造されたものであることを知ったときは、Edyカードおよびエディを利用してはならないものとします。この場合、利用者はソニーファイナンスに対してその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造されたEdyカード又はエディをソニーファイナンスが定める方法でソニーファイナンスに提出するものとします。

第10条（Edyサービス関連ツールの紛失、盗難等）

Edyサービス関連ツールの紛失、盗難等により、Edyカードに蓄積された未使用のエディに紛失又は第三者による不正使用等の損害が生じた場合でも、ソニーファイナンスは責任を負わずすべて利用者の負担とします。

第11条（エディに生じた事故）

1. Edyカードに蓄積されたエディが、Edyカードの破損、電磁的影響その他の事由により破壊され又は消失した場合、利用者は当該Edyカードを直ちにソニーファイナンスが定める方法でソニーファイナンスに提出するものとします。
2. ソニーファイナンスは、前項のEdyカードに未使用のまま蓄積されたエディの額面をソニーファイナンス所定の方法で確認し、これによって判明した未使用のエディに相当する金額をソニーファイナンス所定の方法で利用者に返還するものとします。

第12条（エディの換金）

1. エディの換金は、前条2項、本条および第16条に定める場合又はソニーファイナンスが特に認める場合を除き、行えないものとします。
2. ソニーファイナンスの都合によりEdyサービスおよびEdyサービス関連ツールの利用を全面的に停止する場合には、利用者はソニーファイナンスに対してエディの換金を申出ることができるものとします。この場合、ソニーファイナンスは、ソニーファイナンス所定の場所においてソニーファイナンス所定の方法により、利用者のEdyカードに蓄積された未使用のエディの額面を確認し、換金を行うものとします。なお、換金を実施したEdyカードは、以後Edyカードとして利用することはできません。
3. エディの換金を行う場合、利用者はソニーファイナンス所定の手数料をソニーファイナンスに支払うものとします。

第13条（情報の収集）

1. ソニーファイナンスは、本約款にもとづく取引において、利用者の個人情報の収集を行いません。ただし、ソニーファイナンスおよび業務委託会社は、利用者個人を特定することなく、加盟店等よりEdyカードならびにエディの使用履歴、その他これに準ずる情報の提供を受け、電子マネーエディシステムの管理運営上必要な範囲で利用するものとします。
2. 前項にかかわらず、前条による換金を実施する場合、ソニーファイナンスは、利用者の氏名、住所等の

個人情報収集し、換金手続きに必要な範囲でこれを利用、保有するものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。

第14条（約款の変更）

1. ソニーファイナンスは、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更する場合、ソニーファイナンスはあらかじめ利用者に対してソニーファイナンス所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がエディを購入又は使用したときは、ソニーファイナンスは利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

第15条（契約違反等）

ソニーファイナンスは、利用者が下記各号のいずれかに該当したときは、本約款にもとづく利用者のEdyサービスに関する一切の利用資格を直ちに取消することができるものとします。この場合、ソニーファイナンスは、事前の通知催告を要せず、当該利用者に対しEdyサービスの利用の中止を求めることができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

- (1) 本約款に違反したとき。
- (2) ソニーファイナンスが利用者のエディ利用状況等から、エディの利用者として不適格と判断したとき。

第16条（Edyサービスの終了）

1. ソニーファイナンスは、社会情勢の変化、法令の改廃、その他ソニー又はソニーファイナンスの都合等により、EdyサービスおよびEdyサービス関連ツールの取扱いを全面的に終了することがあり、この場合、ソニーファイナンスは利用者に対して、ソニーファイナンス所定の方法で事前に通知するものとします。
2. 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに、未使用のエディについて第12条による換金手続きを行うものとします。

第17条（制限責任）

EdyサービスおよびEdyサービス関連ツールを利用することができないことにより利用者に生じた不利益または損害については、ソニーファイナンスの責に帰すべき事由にもとづく場合を除き、ソニーファイナンスはその責任を負わないものとします。なお、逸失利益、機会損失については、いかなる場合にもソニーファイナンスは責を負わないものとします。

第18条（合意管轄裁判所）

利用者は、本約款にもとづく取引に関して万が一ソニーファイナンスとの間に紛争が生じた場合、利用者の住所地、ソニーファイナンスの本店又は営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第19条（業務委託会社）

ソニーファイナンスは、エディの管理運営業務の全部又は一部をビットワレットに委託します。

第20条（特殊なEdyカードの取扱い）

1. 利用者の保有するEdyカードが、つぎのいずれかに該当する場合には、前条までのほか、本条が適用されます。
 - (1) ソニーファイナンスが発行するクレジットカードにEdyカードの機能が搭載された場合
 - (2) ソニーファイナンスがソニーファイナンス以外の第三者が発行するEdyカードを使用し、Edyサービスを提供する場合
2. 利用者は、前項のEdyカードによりEdyサービスを利用する場合には、Edyサービスの利用の一部が制限される場合のあることを異議なく承諾するものとします。
3. 利用者は、つぎのいずれかに該当したときは、直ちにEdyカードに蓄積されたエディを使い切り、当該Edyカードの取扱いについてEdyカードの発行者の指示に従うものとします。
 - (1) Edyカードに有効期間の表示があり、その有効期間が満了した場合
 - (2) Edyカードの発行者が定める規約、約款等にもとづきEdyカードの発行者に対してEdyカードを返却する必要が生じた場合
4. 前項により、Edyカードの発行者に対して、Edyカードを返却する場合において、返却されたEdyカードにエディが蓄積されている場合には、利用者は、当該エディの使用権を放棄したものと見て取扱われることを、異議なく承諾するものとします。

以上

附則

本約款は、2011年5月1日から適用します。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

Edyサービス、本約款に関するお問い合わせは、下記記載の当社までご連絡ください。

株式会社ソニーファイナンスインターナショナル

電話番号018-888-9448

東京都港区南青山一丁目1番1号

規坪但202（1）（2011.5現在）

2通貨決済機能付クレジットカードポイントリワード規定

第1条（ポイントリワード）

ポイントリワードは、ソニー銀行株式会社（以下「会社」といいます。）がこの規定にもとづき運営するポイントシステムです。

第2条（ポイントリワード対象カード）

ポイントリワードは、会社が発行するクレジットカードの特典サービスです。

第3条（ポイントの提供と景品の交換）

会社は、ポイントリワードの対象となるクレジットカード（以下「カード」といいます。）の会員（以下「会員」といいます。）に対して、カードご利用金額に応じて、会社が別に定める付与率で計算したポイントを提供し、会員は、会社が別に定めるポイント数に応じた景品と獲得したポイントを交換することができます。

第4条（景品の交換ができない場合）

会社は、会員がポイントを不正の手段で獲得したことが判明した場合やカードご利用代金の支払いを遅滞している場合は、景品との交換をお断りすることがあります。

第5条（ポイント対象とならない取引）

カードご利用金額のうち、リボルビング払い手数料、カード年会費、その他会社が定めるカードご利用代金は、ポイントの対象とはなりません。

第6条（ポイントの提供先）

ポイントは、家族カードのご利用分にもとづくポイントも含めて会員に提供いたします。

第7条（ポイントの表示）

ポイントは、会社が会員に発行するカードご利用代金明細書等に累積表示されます。

第8条（ポイントの有効期間）

ポイントの有効期間は、利用可能日から2年間です。有効期間満了と同時にポイントは失効します。

第9条（資格取消時等の失効）

カード会員資格取消し、退会等の場合は、ポイントは即時失効します。この場合、景品交換もできません。

第10条（ポイントリワードの変更・終了）

会社は、ポイントリワードによる特典サービスを予告なく変更あるいは終了することがあります。ポイントリワードの終了の場合、会社が定める期日までに景品の交換を行っていただきます。この場合、第8条の有効期間にかかわらず、景品交換締切日をもって、ポイントは失効します。

以上

（2011.5現在）